

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2002年3月21日 (21.03.2002)

PCT

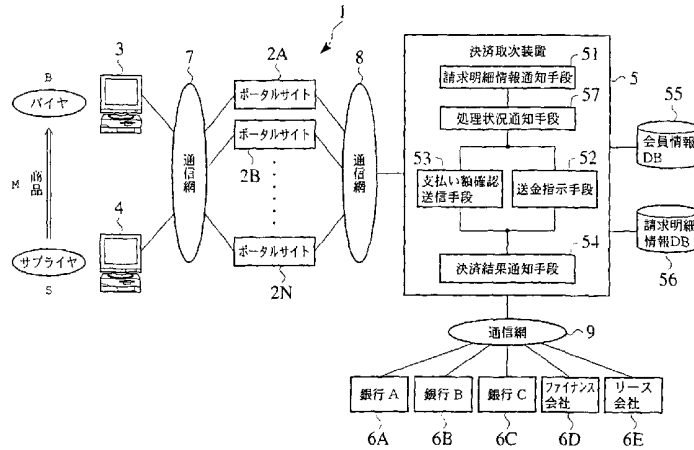
(10) 国際公開番号
WO 02/23420 A1

- (51) 国際特許分類: G06F 17/60 (JP). ビリングシステム株式会社 (BILLING SYSTEM CORPORATION) [JP/JP]; 〒105-0014 東京都港区芝二丁目5番10号 Tokyo (JP).
- (21) 国際出願番号: PCT/JP00/09332
- (22) 国際出願日: 2000年12月27日 (27.12.2000) (72) 発明者; および (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 江田敏彦 (EDA, Toshihiko) [JP/JP]; 〒105-0014 東京都港区芝二丁目5番10号 ビリングシステム株式会社内 Tokyo (JP). 窪小谷隆 (KUBOKOYA, Takashi) [JP/JP]; 〒105-0014 東京都港区芝二丁目5番10号 ビリングシステム株式会社内 Tokyo (JP). 瀬戸口達也 (SETOGUCHI, Tatsuya) [JP/JP]; 〒105-8001 東京都港区芝浦1丁目1番1号 株式会社 東芝 知的財産部内 Tokyo (JP).
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ: 特願2000-280186 2000年9月14日 (14.09.2000) JP
- (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): 株式会社 東芝 (KABUSHIKI KAISHA TOSHIBA) [JP/JP]; 〒210-0913 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地 Kanagawa
- (74) 代理人: 三好秀和 (MIYOSHI, Hidekazu); 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番3号 虎ノ門第一ビル9階 Tokyo (JP).

[続葉有]

(54) Title: TRANSACTION SYSTEM

(54) 発明の名称: 決済取次システム



- 6E...LEASING COMPANY
- 2A...PORTAL SITE
- 2B...PORTAL SITE
- 2N...PORTAL SITE
- 5...TRANSACTION DEVICE
- 6A...BANK A
- 6B...BANK B
- 6C...BANK C
- 6D...FINANCIAL INSTITUTE
- 7...COMMUNICATION NETWORK
- 8...COMMUNICATION NETWORK
- 9...COMMUNICATION NETWORK
- 51...REPORT DETAILS OF BILL
- 52...INDICATE REMITTANCE
- 53...TRANSMIT CONFIRMATION OF PAYMENT
- 54...REPORT RESULT OF TRANSACTION
- 55...MEMBER INFORMATION DATABASE
- 56...BILL DATABASE
- 57...REPORT STATE OR PROCESS
- B...BUYER
- S...SUPPLIER
- M...MERCHANDISE

(57) Abstract: A transaction system (1) is provided for transactions between suppliers who provide goods and buyers who purchase goods using a computer system through a portal site (2). A transaction device (5) totals the details of payment involved in the transactions for each buyer. When the buyer enters the acknowledgment in the transaction device (5) to confirm the details of payment, the transaction device (5) instructs a financial institution (6) specified by the supplier to transfer the amount billed to a financial institution (6) specified by the buyer. Thus, the settlements of accounts resulting from a plurality of portal sites can be processed collectively for a plurality of financial institutions.

[続葉有]



WO 02/23420 A1



(81) 指定国 (国内): CN, JP, KR, SG, US.

(84) 指定国 (広域): ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE, TR).

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

添付公開書類:

— 国際調査報告書

(57) 要約:

本発明の決済取次システム1は、商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイト2を介して取引を行い、この取引によって発生した代金の請求明細書を決済取次装置5が各バイヤ毎に集計し、この請求明細書の請求額についてバイヤが承認した旨の入力を決済取次装置5に行ったときには、決済取次装置5はバイヤの指定するバイヤ指定金融機関6に対して、サプライヤの指定するサプライヤ指定金融機関6へ請求額を送金するように指示することを特徴とする。これによって、複数のポータルサイトにおける取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

明 細 書

決済取次システム

技術分野

本発明は、ポータルサイトにおける売買取引によって発生した売買代金の決済をコンピュータシステムによって取次する決済取次システムに係り、特に複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することのできる決済取次システムに関する。

背景技術

現在では、B to B (Business to Business) の企業間取引において、鉄鋼や食品、薬品などのさまざまな商品を取り扱ったポータルサイトが存在し、そのポータルサイトを介して商品の売買取引が行われている。ところが、従来のポータルサイトでは、売買取引によって発生した資金の決済を行う機能がなかったので、各ポータルサイトは決済機能を構築する必要があった。

しかしながら、それぞれのポータルサイトが決済機能を構築しようとするれば、それぞれのポータルサイトがすべての金融機関と接続しなければならないという問題点があるとともに、顧客毎の購入額の集計や送金指示額の作成もしなければならないので、決済機能の構築とその

機能の維持には大きな負担が必要になるという問題点があった。

さらに、金融機関側でも取引を行いたいポータルサイトがあれば、それらすべてのポータルサイトと接続しなければならぬので、金融機関側の負担も同様に大きくなるという問題点があった。

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することのできる決済取次システムを提供することにある。

発明の開示

上記目的を達成するために、請求項1に記載の発明である決済取次方法は、商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行い、その取引によって発生した代金の決済の取り次ぎをサーバによって行う決済取次方法であって、前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書を前記サーバがバイヤ毎に集計し、前記請求明細書の請求額について前記バイヤが承認した旨の入力を前記サーバに行ったときには、前記サーバは、前記バイヤの指定するバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定するサプライヤ指定

金融機関へ前記請求額を送金するように指示することを特徴とする。

この請求項 1 の発明によれば、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

請求項 2 に記載の発明である決済取次方法は、前記バイヤが前記請求額について承認する旨の入力を前記サーバに行ったときには、前記サーバは前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信することを特徴とする。

この請求項 2 の発明によれば、バイヤ指定金融機関が銀行の場合でも、サーバからの送金指示と支払い額確認とを照合して代金の決済を行うことができる。

請求項 3 に記載の発明である決済取次方法は、前記バイヤ指定金融機関に指示された送金指示に対する送金結果を前記サーバが前記バイヤ指定金融機関から受信すると、前記サーバはこの送金結果に基づいて前記送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、前記バイヤに通知することを特徴とする。

この請求項 3 の発明によれば、従来多くの労力を費やしていた消し込みの作業をバイヤが行う必要がなくなり、バイヤの負担を大幅に軽減することができる。

請求項 4 に記載の発明である決済取次方法におけるサ

一バは、前記請求明細書を前記サプライヤに通知し、前記サプライヤに前記請求明細書の選別を行わせることを特徴とする。

この請求項4の発明によれば、サプライヤの希望に応じて請求書を振り分けることができるとともに、無駄な請求書を削除することができる。

請求項5に記載の発明である決済取次方法における一バは、前記バイヤにおける前記請求明細書の処理状況を受信し、この処理状況をサプライヤ毎に集計して前記サプライヤに通知することを特徴とする。

この請求項5の発明によれば、サプライヤはバイヤ内における請求書の処理状況を常に把握することができる。

請求項6に記載の発明である決済取次装置は、商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行い、その取引によって発生した代金の決済の取り次ぎを行う決済取次装置であって、前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書に関する情報である請求明細情報を前記ポータルサイトから受信し、この請求明細情報をバイヤ毎に集計してそれぞれのバイヤに通知する請求明細情報通知手段と、この請求明細情報通知手段で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定したサプライヤ指定金融機関へ前

記請求額を送金するように指示する送金指示手段とを含むことを特徴とする。

この請求項 6 の発明によれば、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

請求項 7 に記載の発明である決済取次装置は、前記請求明細情報通知手段で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信する支払い額確認送信手段をさらに含むことを特徴とする。

この請求項 7 の発明によれば、バイヤ指定金融機関が銀行の場合でも、決済取次装置からの送金指示と支払い額確認とを照合して代金の決済を行うことができる。

請求項 8 に記載の発明である決済取次装置は、前記送金指示手段によって指示された送金指示に対する送金結果を前記バイヤ指定金融機関から受信し、この送金結果に基づいて前記送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、前記バイヤに通知する決済結果通知手段をさらに含むことを特徴とする。

この請求項 8 の発明によれば、従来多くの労力を費やしていた消し込みの作業をバイヤが行う必要がなくなり、バイヤの負担を大幅に軽減することができる。

請求項 9 に記載の発明である決済取次装置の請求明細情報通知手段は、前記ポータルサイトから受信した前記請求明細情報を前記サプライヤに通知し、前記サプライヤに前記請求明細情報の選別を行わせることを特徴とする。

この請求項 9 の発明によれば、サプライヤの希望に応じて請求書を振り分けることができるとともに、無駄な請求書を削除することができる。

請求項 10 に記載の発明である決済取次装置は、前記バイヤに通知された前記請求明細情報の前記バイヤにおける処理状況を受信し、この処理状況をサプライヤ毎に集計して前記サプライヤに通知する処理状況通知手段をさらに含むことを特徴とする。

この請求項 10 の発明によれば、サプライヤはバイヤ内における請求書の処理状況を常に把握することができる。

請求項 11 に記載の発明であるバイヤ端末は、商品を提供するサプライヤとコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行って商品を購入するバイヤのバイヤ端末であって、前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書に関する通知をサーバから受信し、通知された前記請求明細書の請求額を承認する旨の入力を前記バイヤが行ったときには、前記サーバに、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定するサプライヤ指定金融

機関への前記請求額の送金を指示させることを特徴とする。

この請求項 1 1 の発明によれば、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

請求項 1 2 に記載の発明であるバイヤ端末は、前記バイヤが前記請求額を承認する旨の入力を行ったときには、その承認を前記サーバに送信し、前記サーバに前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信させることを特徴とする。

この請求項 1 2 の発明によれば、バイヤ指定金融機関が銀行の場合でも、サーバからの送金指示と支払い額確認とを照合して代金の決済を行うことができる。

請求項 1 3 に記載の発明であるバイヤ端末は、前記サーバによって指示された前記請求額の送金指示に対する送金結果を、前記サーバが前記バイヤ指定金融機関から受信すると、この送金結果に基づいて前記サーバに前記送金指示の消し込みを行わせて決済結果を生成させ、この決済結果を受信することを特徴とする。

この請求項 1 3 の発明によれば、従来多くの労力を費やしていた消し込みの作業をバイヤが行う必要がなくなり、バイヤの負担を大幅に軽減することができる。

請求項 1 4 に記載の発明であるサプライヤ端末は、コ

ンピュータシステムによってポータルサイトに商品情報を提供し、バイヤと取引を行って商品を販売するサプライヤのサプライヤ端末であって、前記ポータルサイトにおける取引で発生した代金の請求明細書をサーバから受信して前記サプライヤに選別を行うように促し、この選別された結果を前記サーバに送信して前記請求明細書の請求額の前記バイヤによる承認を前記サーバに行わせ、前記バイヤが前記請求額を承認するときには、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定するサプライヤ指定金融機関への前記請求額の送金を、前記サーバに指示させることを特徴とする。

この請求項14の発明によれば、サプライヤの希望に応じて請求書を振り分けることができるとともに、無駄な請求書を削除することができる。

請求項15に記載の発明であるサプライヤ端末は、前記バイヤにおける前記請求明細書の処理状況を前記サーバが受信してサプライヤ毎に集計し、この集計された処理状況を受信することを特徴とする。

この請求項15の発明によれば、サプライヤはバイヤ内における請求書の処理状況を常に把握することができる。

請求項16に記載の発明である決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体は、商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行い、

その取引によって発生した代金の決済の取り次ぎを行う決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体であって、前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書に関する情報である請求明細情報を前記ポータルサイトから受信し、この請求明細情報をバイヤ毎に集計してそれぞれのバイヤに通知する請求明細情報通知処理と、この請求明細情報通知処理で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定したサプライヤ指定金融機関へ前記請求額を送金するように指示する送金指示処理とを含むことを特徴とする。

この請求項16の発明によれば、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

請求項17に記載の発明である決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体は、前記請求明細情報通知処理で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信する支払い額確認送信処理をさらに含むことを特徴とする。

この請求項 17 の発明によれば、バイヤ指定金融機関が銀行の場合でも、決済取次装置からの送金指示と支払い額確認とを照合して代金の決済を行うことができる。

請求項 18 に記載の発明である決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体は、前記送金指示処理によって指示された送金指示に対する送金結果を前記バイヤ指定金融機関から受信し、この送金結果に基づいて前記送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、前記バイヤに通知する決済結果通知処理をさらに含むことを特徴とする。

この請求項 18 の発明によれば、従来多くの労力を費やしていた消し込みの作業をバイヤが行う必要がなくなり、バイヤの負担を大幅に軽減することができる。

請求項 19 に記載の発明である決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体の請求明細情報通知処理は、前記ポータルサイトから受信した前記請求明細情報を前記サプライヤに通知し、前記サプライヤに前記請求明細情報の選別を行わせることを特徴とする。

この請求項 19 の発明によれば、サプライヤの希望に応じて請求書を振り分けることができるとともに、無駄な請求書を削除することができる。

請求項 20 に記載の発明である決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体は、前記バイヤに通知された前記請求明細情報の前記バイヤにおける処理状況を受信し、この処理状況をサプライヤ毎に集計し

て前記サプライヤに通知する処理状況通知処理をさらに含むことを特徴とする。

この請求項20の発明によれば、サプライヤはバイヤ内における請求書の処理状況を常に把握することができる。

図面の簡単な説明

図1は、本発明による決済取次システムの一実施形態の構成を示すブロック図である。

図2は、図1に示す決済取次システム1における会員情報登録処理を説明するためのフローチャートである。

図3は、図2に示す会員情報登録処理における金融機関の登録画面の一例を示す図である。

図4は、図2に示す会員情報登録処理における会員情報の表示画面の一例を示す図である。

図5は、図1に示すポータルサイト2における商品の売買取引を説明するためのフローチャートである。

図6は、図1に示す決済取次システム1における決済取次処理を説明するためのフローチャートである。

図7は、図6に示す決済取次処理におけるサプライヤによる請求書内容の確認画面の一例を示す図である。

図8は、図6に示す決済取次処理におけるログイン画面の一例を示す図である。

図9は、図6に示す決済取次処理における請求内容の確認画面の一例を示す図である。

図 1 0 は、図 6 に示す決済取次処理における請求内容の確認画面の一例を示す図である。

図 1 1 は、図 6 に示す決済取次処理における請求内容の承認画面の一例を示す図である。

図 1 2 は、図 6 に示す決済取次処理における金融機関の指定及び変更画面の一例を示す図である。

図 1 3 は、図 6 に示す決済取次処理においてサプライヤに提示される請求書リストの一例を示す図である。

図 1 4 は、図 1 3 に示す請求書リストで選択された請求書の詳細な内容を確認する確認画面の一例を示す図である。

図 1 5 は、図 6 に示す決済取次処理においてサプライヤに提示される入金予定リストの一例を示す図である。

図 1 6 は、図 6 に示す決済取次処理における請求内容の確認画面の一例を示す図である。

図 1 7 は、図 6 に示す決済取次処理における金融機関の指定画面の一例を示す図である。

図 1 8 は、図 6 に示す決済取次処理における支払い履歴の表示画面の一例を示す図である。

発明を実施するための最良の形態

以下、本発明に係る決済取次システムの一実施形態を図面に基づいて説明する。

(第 1 の実施形態)

1. システム構成

図 1 に示すように、本実施形態の決済取次システム 1 は、ポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N にアクセスして商品の購入を行うバイヤ企業のバイヤ端末 3 と、ポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N に商品情報を提供するサプライヤ企業のサプライヤ端末 4 と、サーバとして機能してサプライヤとバイヤとの間で行われた取引によって発生した代金の決済の取次を行う決済取次装置 5 と、バイヤあるいはサプライヤによる取引で発生した代金の決済、あるいは代金の回収代行などを行う金融機関 6 A、6 B、・・・、6 E とから構成されている。

ここで、バイヤ端末 3 及びサプライヤ端末 4 とポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N との間は通信網 7 によって接続され、ポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N と決済取次装置 5 との間は通信網 8 によって接続され、決済取次装置 5 と金融機関 6 A、6 B、・・・、6 E との間は通信網 9 によって接続されている。そして、これらの通信網 7、8、9 はそれぞれインターネットやダイヤルアップ、専用線、VPN、無線接続などの通信回線によって構成され、この中でとくに通信網 8 は TCP/IP や SAP R 3 のプロトコルによって接続され、通信網 9 は全銀プロトコル（全銀協標準通信プロトコル）、あるいは海外送金の際には SWIFT フォーマットによって接続される通信網である。

さらに、決済取次装置 5 は、請求明細書に関する情報である請求明細情報をポータルサイト 2 A、2 B、・・・

・、 2 N から受信し、請求明細情報をバイヤ毎に集計してそれぞれのバイヤに通知する請求明細情報通知手段 5 1 と、この請求明細情報通知手段 5 1 で通知された請求明細情報の請求額について、バイヤから承認する旨の入力がされたときには、金融機関に対して請求額の送金を指示する送金指示手段 5 2 と、請求明細情報通知手段 5 1 で通知された請求明細情報の請求額について、バイヤから承認する旨の入力がされたときには、バイヤが差し出し人となる支払い額確認を金融機関に送信する支払い額確認送信手段 5 3 と、送金指示手段 5 2 によって指示された送金指示に対する送金結果を金融機関から受信し、この送金結果に基づいて送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、バイヤに通知する決済結果通知手段 5 4 と、請求明細情報のバイヤにおける処理状況を受信し、この処理状況をサプライヤ毎に集計してサプライヤに通知する処理状況通知手段 5 7 とを含んでいる。

なお、決済取次装置 5 は、各種の処理を行うための CPU と、この処理の命令を記憶する記憶手段とを含む通常のコンピュータシステムによって構成されたサーバであって、いわゆるインターネットのプロバイダが管理しており、インターネットを介して図示していないホストコンピュータに接続されている。そして、バイヤ端末 3 あるいはサプライヤ端末 4 から通信網 7、8 を介してアクセスがあると、決済取次装置 5 はバイヤ向け及びサプライヤ向けのホームページを提供し、このホームページ

には、請求明細書の内容や月間の支払額の集計、支払額の確認などの情報が表示される。

また、決済取次装置 5 は、決済取次システム 1 の会員となったバイヤやサプライヤの会員情報を格納する会員情報データベース 55 と、ポータルサイト 2 A、2 B、
・・・、2 N における取引によって発生した請求明細書に関する情報である請求明細情報を格納した請求明細情報データベース 56 とを含んでいる。

この会員情報データベース 55 には、各バイヤ及びサプライヤの会員情報として、会社名、事業署名、担当部署面、郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号、指定金融機関名、業種、ポータル ID、ポータル会員 ID、契約 ID、利用者 ID などの情報がバイヤ及びサプライヤ別に格納されている。

また、請求明細情報データベース 56 には、請求明細情報として、制御 ID、請求番号、バイヤ名、バイヤの契約 ID と利用者 ID、サプライヤ名、サプライヤの契約 ID と利用者 ID、物品名、品番、数量、単価金額、金融機関名、支払い期限などの情報が請求明細書別に格納されている。

また、金融機関には、銀行やファイナンス会社、リース会社などが含まれており、銀行 6 A、6 B、6 C は決済取次装置 5 の送金指示にしたがって決済を行い、ファイナンス会社 6 D は決済取次装置 5 の送金指示に基づいて回収代行を行い、リース会社 6 E は決済取次装置 5 の

送金指示に基づいてリースしている物品の代金を回収する。これら金融機関 6 A、6 B、・・・、6 E は、バイヤ及びサプライヤと予め振込委託契約を結んでおり、振込委託契約書がバイヤ及びサプライヤから提出され、決済取次装置 5 及び金融機関によって保存されている。

2. 動作説明

次に、本実施形態に係る決済取次システム 1 によって行われる各処理を図面に基づいて説明する。

2-1. 会員情報登録処理

まず、図 2 のフローチャートに基づいて本実施形態に係る決済取次システム 1 によるバイヤ及びサプライヤの会員情報登録処理について説明する。

本実施形態の決済取次システム 1 による決済の取次を利用しようとするバイヤは、バイヤ端末 3 から取引を行うポータルサイト 2 にアクセスして入会申請を行う (S 201)。このとき、バイヤは会社名、事業所名、指定金融機関名などの会員情報を入力する。とくに、指定金融機関の入力は図 3 に示すような入力画面によって行われ、バイヤの決済を行うバイヤ指定金融機関を複数指定することができ、優先順位を指定することもできる。

こうして、会員情報が入力されるとポータルサイト 2 はポータル会員 ID を付与してバイヤ会員登録を行う (S 202)。

同様にサプライヤは、サプライヤ端末 4 からポータルサイト 2 にアクセスして入会申請を行い (S 203)、

会社名、事業所名、サプライヤの決済を行うサプライヤ指定金融機関などの会員情報を入力し、これに基づいて、ポータルサイト2はポータル会員IDを付与してサプライヤ会員登録を行う（S204）。

こうして、会員登録が行われると、ポータルサイト2は会員情報にポータルサイトを特定するためのポータルIDを付加して決済取次装置5に送信する（S205）。

そして、決済取次装置5は、会員情報やポータルID、ポータル会員IDを受信すると、決済取次装置5の会員IDである契約IDと利用者IDとを付与して会員情報を登録し（S206）、会員情報データベース55に格納する。

そして、登録されると、サプライヤ4、バイヤ3、ポータルサイト2のそれぞれに対して、図4に示すような登録確認画面を提示して会員情報の確認が行われて（S207）登録処理は終了する。

また、指定金融機関の変更や会員情報の変更は、それぞれ図3、図4の画面から行うことができる。

2-2. ポータルサイトにおける商品の売買取引

次に、図5のフローチャートに基づいてポータルサイト2における商品の売買取引について説明する。

まず、サプライヤはサプライヤ端末4からポータルサイト2にアクセスして販売しようとする商品をポータルサイト2のカタログに記入し（S501）、これを受けてポータルサイト2では、この商品をカタログ登録する

(S 5 0 2) 。

そして、バイヤがバイヤ端末 3 からポータルサイト 2 にアクセスしてカタログを参照し (S 5 0 3)、購入を希望する商品があるときにはポータルサイト 2 に対して発注する (S 5 0 4)。この発注を受けて、ポータルサイト 2 はその発注情報を受信して登録する (S 5 0 5)。

そして、この発注情報はサプライヤのサプライヤ端末 4 に送信され (S 5 0 6)、サプライヤはその発注情報に基づいて受注し (S 5 0 7)、受注した商品をバイヤに納品するとともに (S 5 0 8)、納品情報をポータルサイト 2 に送信する (S 5 0 9)。そして、ポータルサイト 2 ではこの納品情報を登録する (S 5 1 0)。

また、商品の納品されたバイヤは、納品された商品を検品して (S 5 1 1) 問題のある商品がある場合には、その商品をサプライヤに返品するとともに (S 5 1 2)、返品情報をポータルサイト 2 に送信する (S 5 1 3)。そして、ポータルサイト 2 ではこの返品情報を登録する (S 5 1 4)。

こうして、納品情報と返品情報とがポータルサイト 2 で登録されると、ポータルサイト 2 では納品情報と返品情報とに基づいて請求情報を生成し、この請求情報をサプライヤとバイヤのそれぞれに通知する (S 5 1 5)。そして、ポータルサイト 2 は請求情報の中から代金の決済に必要な情報を抽出して請求明細情報を生成し、この請求明細情報を決済取次装置 5 に送信して (S 5 1 6)

ポータルサイト 2 における商品の売買取引は終了する。

また、ポータルサイト 2 は、請求明細情報に誤りがあったり、不要な情報が含まれていた場合には、変更や削除などのステータスを表す制御 ID を付加した請求明細情報を決済取次装置 5 に送信し、決済取次装置 5 では請求明細書を請求書番号によって特定し、制御 ID のステータスにしたがって更新や削除などの処理を行う。

2 - 3. 決済取次処理

次に、図 6 のフローチャートに基づいて本実施形態に係る決済取次装置 5 による決済取次処理について説明する。

図 6 に示すように、契約しているポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N から請求明細情報が送信されると (S 6 0 1)、決済取次装置 5 は請求明細情報を受信して請求明細情報データベース 5 6 に格納する。

そして、この請求明細情報データベース 5 6 に格納された請求明細情報を決済取次装置 5 が定期的に読み出し、サプライヤとバイヤの両方が決済取次システム 1 に登録している請求明細情報を抽出する (S 6 0 2)。そして、抽出された請求明細情報をサプライヤ別に月間あるいは週間の集計を行い (S 6 0 3)、この集計に基づいてサプライヤ毎に請求書の内容をサプライヤ向けのホームページに掲載するとともに (S 6 0 4)、サプライヤに請求書の内容を電子メールなどによって通知する (S 6 0 5)。

この請求書の通知を受けたサプライヤは、図7に示す請求書内容の確認画面によって各請求書の選別を行う(S606)。この請求書の選別では、各請求書を決済取次システム1で処理するか否かの確認入力を行う。図7に示す確認画面では、決済取次システム1による処理を希望する請求書については、確認入力の欄において「確認」を選択し、削除してもよい請求書については「無効」を選択し、処理が未だ未定の請求書については「未定」を選択する。

このように請求書を選別することによって、請求書の変更によって重複した請求書が発行されてしまった場合でも、重複した請求書を無効にすることができるので、無駄な請求書を削除することができる。

さらに、サプライヤは図7の確認画面における支払い種別の欄から各請求書の支払方法を選択することができる。ここで選択できる支払方法としては、銀行振込、集金代行、リース、クレジットがある。

このように、サプライヤが各請求書の処理方法を請求書毎に入力することができるので、サプライヤは希望に応じた処理方法を請求書毎に選択することができる。

また、図7の確認画面では、バイヤが請求書に合意しているか否かを請求合意の欄で表示しており、バイヤの経理部門長による最終確認が入力されているか否かを最終確認の欄で表示している。

こうして、請求書の選別が完了すると、サプライヤは

選別された請求書を決済取次装置 5 に通知する (S 6 0 7)。

そして、決済取次装置 5 では選別された請求書を受信すると、サプライヤ別、バイヤ別に月間あるいは週間の集計を行い (S 6 0 8)、この集計に基づいてバイヤに対する請求内容をバイヤ向けのホームページに掲載するとともに (S 6 0 9)、バイヤに請求内容を電子メールなどによって通知する (S 6 1 0)。

このとき通知される請求内容としては、請求書番号、バイヤ名、契約 ID、利用者 ID、サプライヤ名、物品名、品番、数量、単価、金額、金融機関名、決済日、支払い予定日などの情報が含まれている。

そして、バイヤはバイヤ端末 3 から図 8 に示すようなログイン画面に、契約 ID と利用者 ID とを入力してバイヤ向けのホームページにアクセスし (S 6 1 1)、図 9 に示すような確認画面を開いて請求内容の確認を行う。

図 9 に示すように、この確認画面では、請求書番号、サプライヤ名、商品名、数量、単価、請求金額、納品日、支払い方法、支払い予定日が記載され、さらに集金代行により支払われる金額の合計と銀行振込によって支払われる金額の合計が記載されている。

そして、バイヤはこの確認画面上で請求内容を確認し、請求書毎に「合意」、「非合意」の入力を行う (S 6 1 2)。この入力が行われた後の確認画面の一例を図 1 0 に示す。この確認画面では、請求書番号 S K 0 0 4 5 の

請求書が非合意となっており、その他の請求書については合意が入力されている。これに伴って、銀行振込によって支払われる金額の合計からは、非合意になった金額が差し引かれて表示されている。

また、図10に示す確認画面上に表示されている支払い予定日に変更がある場合には、支払い予定日の変更が入力される(S613)。

こうして、合意、非合意の入力、支払い予定日の入力が行われると、各請求書を支払い予定日やサプライヤー毎にまとめて、そのまとまりについて経理担当者などによる承認の入力が行われる(S614)。例えば、図10にある請求書のうち「123商事」に関する請求書について図11に示すようにまとめ、この123商事への支払いについての承認の入力が行われる。ここで、図11ではSK0045の請求書については合意していないので、SK0045の請求額を除いた銀行振込の合計金額について承認が入力されている。

そして、この承認とともに図12に示す指定画面から金融機関の指定、あるいは変更が行われ(S615)、そして最終的に請求書の承認に対して経理部門長による最終確認が入力されて、支払額が確定する(S616)。

ここで、ステップS611からステップS616において、バイヤによって入力された合意・非合意、支払い予定日の変更、承認、金融機関の指定・変更、最終確認の各情報は、図6に示すように、各情報が入力される毎

に決済取次装置 5 に送信されている。そして、これらの情報を受信した決済取次装置 5 は、これらの情報をサプライヤ毎に選別して、各サプライヤのホームページに随時掲載する。

例えば、図 1 3 に示すように、サプライヤ「1 2 3 商事」のホームページには各バイヤに請求した各請求書の処理状況が表示されている。図 1 3 では、請求書番号 S K 0 0 2 9 の請求書については、請求合意から最終確認までの全ての処理において、バイヤからすでに合意が入力されていることを示しており、S K 0 0 4 5 の請求書については全ての処理で非合意が入力されていることを示している。

したがって、サプライヤは自分のホームページにアクセスすることによって、自分が請求した請求書のバイヤ内における処理状況を常に把握することができる。

さらに、図 1 3 の請求書リストの請求書番号をクリックすると、図 1 4 に示すような請求書の詳細が表示され、請求書毎に詳細な内容を確認できるようになっている。図 1 4 は図 1 3 の請求書番号 S K 0 0 2 9 の詳細を表示した場合を示している。

また、サプライヤのホームページ上では、入金予定日を指定すると、指定した日に入金予定の請求書の入金予定リストが図 1 5 に示すように表示される。図 1 5 では、7 月 1 0 日に入金予定の請求書が表示されており、各請求書毎に請求額、手数料、入金予定額とともに、バイヤ

による最終確認が合意されているか否か、銀行による送金が完了しているか否かが表示されている。

次に、上述したステップ S 6 1 6 でバイヤによる最終確認が入力されて支払い額が確定すると、決済取次装置 5 では請求書の支払方法が集金代行だけであるか、銀行振込が含まれているかを判断し (S 6 1 7)、銀行振込による支払いがあるときには、バイヤによって入力された最終確認に基づいて、引き落とし先銀行となるバイヤ指定金融機関に対して、バイヤが差出人となる支払い額の確認をオート F A X、あるいは電子メールで送信する (S 6 1 8)。

この支払い額確認を銀行に送信するのは、引き落とし先銀行がバイヤの銀行口座から代金を引き落とすためには、後述する決済取次装置 5 からの送金指示だけでは決済を行うことができないからであり、決済を行うためには本人であるバイヤから直接に支払い金額の確認を受け取ることが必要だからである。したがって、ここで送信される支払い額確認は差出人をバイヤにする必要がある。

このように、支払い額確認を引き落とし先銀行に送信するようにしたことによって、後述する決済取次装置 5 からの送金指示と、この支払い額確認とを照合して代金の決済を行うことができるようになる。

また、図 6 ではバイヤによって合意・非合意、承認、最終確認などの入力が行われてバイヤによる請求額の承認が行われているが、ファイナンス会社による集金代行

の場合にはサプライヤが請求額を承認し、ファイナンス会社にバイヤ毎の請求額を指示するようにしてもよい。この場合、バイヤは請求額に合意しないときには非合意の入力を行うが、合意するときには承認や最終確認などの入力を行う必要はない。

次に、決済取次装置 5 は、請求書の中に非合意の請求書があるときには (S 6 1 9)、ポータルサイト 2、サプライヤ端末 4、バイヤ端末 3 に対して電子メールなどによって非合意通知を行うとともに (S 6 2 0)、図 1 6 に示すようにサプライヤのホームページに請求書が非合意になっていることを掲載する (S 6 2 1)。

一方、上述したようなポータルサイト 2 から請求明細情報が入力される場合だけでなく、バイヤ端末 3 から直接に支払い明細情報や送金指示情報を入力することもできる (S 6 2 2)。

ここで、バイヤ端末 3 から入力される支払い明細情報は請求明細情報と同様の情報なので、請求明細情報と同様に送金が行われて処理される。

このように、バイヤ端末 3 から直接に支払い明細情報を入力できるようにしたことによって、バイヤの会計システムと決済取次装置 5 とが連動し、銀行への支払い処理を自動化することができる。

また、バイヤ端末 3 から送金指示情報を入力する場合には、図 1 7 に示すような表示画面で送金先の銀行を指定して送金の指示を行う。

このように、バイヤが直接に送金指示情報を入力できるようにしたことによって、バイヤは複数の銀行間の送金を決済取次装置 5 によって行うことができる。

そして、決済取次装置 5 はこれらの請求明細情報や支払い明細情報、送金指示情報を集計して (S 6 2 3) 支払い予定日、及び入金予定日をバイヤとサプライヤにそれぞれ通知し (S 6 2 4)、さらに各金融機関毎にデータを変換して (S 6 2 5) バイヤが指定したバイヤ指定金融機関に対して送金指示を行う (S 6 2 6)。

そして、この送金指示を受けたバイヤ指定金融機関のうち銀行では、受信した送金指示とステップ S 6 1 8 で送信された支払い額確認とを照合し、これらに基づいて引き落とし金額をサプライヤの指定したサプライヤ指定金融機関に送金し (S 6 2 7)、その送金結果を決済取次装置 5 に送信する (S 6 2 8)。

また、ファイナンス会社による集金代行の場合には、受信した送金指示に基づいて予め登録されたバイヤの銀行口座から引き落とし金額を集金してサプライヤ指定金融機関に送金し (S 6 2 7)、その送金結果を決済取次装置 5 に送信する (S 6 2 8)。

この送金結果を受信した決済取次装置 5 では、送金結果に基づいて送金指示情報の消し込みを行い (S 6 2 9)、決済結果を生成してバイヤ及びサプライヤのホームページに図 1 8 に示すような支払い履歴が掲載されるとともに (S 6 3 0)、決済結果を生成してポータルサイト

2、バイヤ端末 3、サプライヤ端末 4 に通知する（S 6 3 1）。

このように、決済取次装置 5 が送金指示情報の消し込みを行って決済結果を生成するので、従来多くの労力を費やしていた消し込みの作業をバイヤが行う必要がなくなり、バイヤの負担を大幅に軽減することができる。

さらに、決済取次装置 5 はバイヤ端末 3、サプライヤ端末 4、ポータルサイト 2 のそれぞれに対して決済の取次に対する手数料の請求情報を通知するとともに（S 6 3 2）、バイヤ指定金融機関、サプライヤ指定金融機関、ポータルサイト指定金融機関にそれぞれ手数料の送金指示を行い（S 6 3 3）、送金が行われたら（S 6 3 4）、その送金結果を受信して（S 6 3 5）決済取次装置 5 による決済取次処理は終了する。

このように、本実施形態の決済取次システム 1 は、決済取次装置 5 が各ポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N から送られてきた請求明細情報を集計して各バイヤに通知するとともに、各金融機関 6 A、6 B、・・・、6 E に送金指示を行うので、各ポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N は決済取次装置 5 に接続するだけで、決済機能を構築することができる。

同様に、各金融機関 6 A、6 B、・・・、6 E も決済取次装置 5 に接続するだけで、各ポータルサイト 2 A、2 B、・・・、2 N からの送金指示を入手することができるので、すべてのポータルサイト 2 A、2 B、・・・、

2 N と独自に接続する必要がなくなる。

したがって、本実施形態の決済取次システム 1 によれば、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

なお、上述した決済取次システム 1 における決済取次装置 5 の各処理を実現するためのプログラムは記録媒体に保存することができ、この記録媒体をコンピュータシステムによって読み込ませることにより、前記プログラムを実行してコンピュータを制御しながら上述した決済取次装置 5 の各処理を実現することができる。ここで、前記記録媒体とは、メモリ装置、磁気ディスク装置、光ディスク装置等、プログラムを記録することができるような装置が含まれる。

このような発明が本出願に係る発明の技術的範囲に属することもまた、請求の範囲の記載から明らかである。

産業上の利用可能性

以上説明したように、本発明の決済取次システムによれば、多くのポータルサイトと多くの金融機関とがそれぞれ独自に接続することなく、複数のポータルサイトにおける売買取引によって発生した複数の金融機関との間の決済を一括して処理することができる。

請求の範囲

1. 商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行い、その取引によって発生した代金の決済の取り次ぎをサーバによって行う決済取次方法であって、

前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書を前記サーバがバイヤ毎に集計し、前記請求明細書の請求額について前記バイヤが承認した旨の入力を前記サーバに行ったときには、前記サーバは、前記バイヤの指定するバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定するサプライヤ指定金融機関へ前記請求額を送金するように指示することを特徴とする決済取次方法。

2. 前記バイヤが前記請求額について承認する旨の入力を前記サーバに行ったときには、前記サーバは前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信することを特徴とする請求項1に記載の決済取次方法。

3. 前記バイヤ指定金融機関に指示された送金指示に対する送金結果を前記サーバが前記バイヤ指定金融機関から受信すると、前記サーバはこの送金結果に基づいて前記送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、前記バイヤに通知することを特徴とする請求項1または2に記載の決済取次方法。

4. 前記サーバは、前記請求明細書を前記サプライヤに通知し、前記サプライヤに前記請求明細書の選別を行わせることを特徴とする請求項1、2または3に記載の決済取次方法。

5. 前記サーバは、前記バイヤにおける前記請求明細書の処理状況を受信し、この処理状況をサプライヤ毎に集計して前記サプライヤに通知することを特徴とする請求項1、2、3または4に記載の決済取次方法。

6. 商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行い、その取引によって発生した代金の決済の取り次ぎを行う決済取次装置であって、

前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書に関する情報である請求明細情報を前記ポータルサイトから受信し、この請求明細情報をバイヤ毎に集計してそれぞれのバイヤに通知する請求明細情報通知手段と、

この請求明細情報通知手段で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定したサプライヤ指定金融機関へ前記請求額を送金するように指示する送金指示手段と

を含むことを特徴とする決済取次装置。

7. 前記請求明細情報通知手段で通知された前記請求

明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信する支払い額確認送信手段をさらに含むことを特徴とする請求項 6 に記載の決済取次装置。

8. 前記送金指示手段によって指示された送金指示に対する送金結果を前記バイヤ指定金融機関から受信し、この送金結果に基づいて前記送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、前記バイヤに通知する決済結果通知手段をさらに含むことを特徴とする請求項 6 または 7 に記載の決済取次装置。

9. 前記請求明細情報通知手段は、前記ポータルサイトから受信した前記請求明細情報を前記サプライヤに通知し、前記サプライヤに前記請求明細情報の選別を行わせることを特徴とする請求項 6、7 または 8 に記載の決済取次装置。

10. 前記バイヤに通知された前記請求明細情報の前記バイヤにおける処理状況を受信し、この処理状況をサプライヤ毎に集計して前記サプライヤに通知する処理状況通知手段をさらに含むことを特徴とする請求項 6、7、8 または 9 に記載の決済取次装置。

11. 商品を提供するサプライヤとコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行って商品を購入するバイヤのバイヤ端末であって、

前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代

金の請求明細書に関する通知をサーバから受信し、

通知された前記請求明細書の請求額を承認する旨の入力を前記バイヤが行ったときには、前記サーバに、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定するサプライヤ指定金融機関への前記請求額の送金を指示させることを特徴とするバイヤ端末。

1 2. 前記バイヤが前記請求額を承認する旨の入力を行ったときには、その承認を前記サーバに送信し、前記サーバに前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信させることを特徴とする請求項 1 1 に記載のバイヤ端末。

1 3. 前記サーバによって指示された前記請求額の送金指示に対する送金結果を、前記サーバが前記バイヤ指定金融機関から受信すると、この送金結果に基づいて前記サーバに前記送金指示の消し込みを行わせて決済結果を生成させ、この決済結果を受信することを特徴とする請求項 1 1 または 1 2 に記載のバイヤ端末。

1 4. コンピュータシステムによってポータルサイトに商品情報を提供し、バイヤと取引を行って商品を販売するサプライヤのサプライヤ端末であって、

前記ポータルサイトにおける取引で発生した代金の請求明細書をサーバから受信して前記サプライヤに選別を行うように促し、

この選別された結果を前記サーバに送信して前記請求明細書の請求額の前記バイヤによる承認を、前記サーバ

に行わせ、

前記バイヤが前記請求額を承認するときには、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定するサプライヤ指定金融機関への前記請求額の送金を、前記サーバに指示させることを特徴とするサプライヤ端末。

15. 前記バイヤにおける前記請求明細書の処理状況を前記サーバが受信してサプライヤ毎に集計し、この集計された処理状況を受信することを特徴とする請求項14に記載のサプライヤ端末。

16. 商品を提供するサプライヤと、商品を購入するバイヤとがコンピュータシステムによりポータルサイトを介して取引を行い、その取引によって発生した代金の決済の取り次ぎを行う決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体であって、

前記ポータルサイトにおける取引によって発生した代金の請求明細書に関する情報である請求明細情報を前記ポータルサイトから受信し、この請求明細情報をバイヤ毎に集計してそれぞれのバイヤに通知する請求明細情報通知処理と、

この請求明細情報通知処理で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤの指定したバイヤ指定金融機関に対して、前記サプライヤの指定したサプライヤ指定金融機関へ前記請求額を送金するように指示する

送金指示処理と

を含むことを特徴とする決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体。

17. 前記請求明細情報通知処理で通知された前記請求明細情報の請求額について、前記バイヤから承認する旨の入力がされたときには、前記バイヤが差し出し人となる支払い額確認を前記バイヤ指定金融機関に送信する支払い額確認送信処理をさらに含むことを特徴とする請求項16に記載の決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体。

18. 前記送金指示処理によって指示された送金指示に対する送金結果を前記バイヤ指定金融機関から受信し、この送金結果に基づいて前記送金指示の消し込みを行って決済結果を生成し、前記バイヤに通知する決済結果通知処理をさらに含むことを特徴とする請求項16または17に記載の決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体。

19. 前記請求明細情報通知処理は、前記ポータルサイトから受信した前記請求明細情報を前記サプライヤに通知し、前記サプライヤに前記請求明細情報の選別を行わせることを特徴とする請求項16、17または18に記載の決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体。

20. 前記バイヤに通知された前記請求明細情報の前記バイヤにおける処理状況を受信し、この処理状況をサ

プライヤ毎に集計して前記サプライヤに通知する処理状況通知処理をさらに含むことを特徴とする請求項 16、17、18 または 19 に記載の決済取次装置における決済取次プログラムを記録した記録媒体。

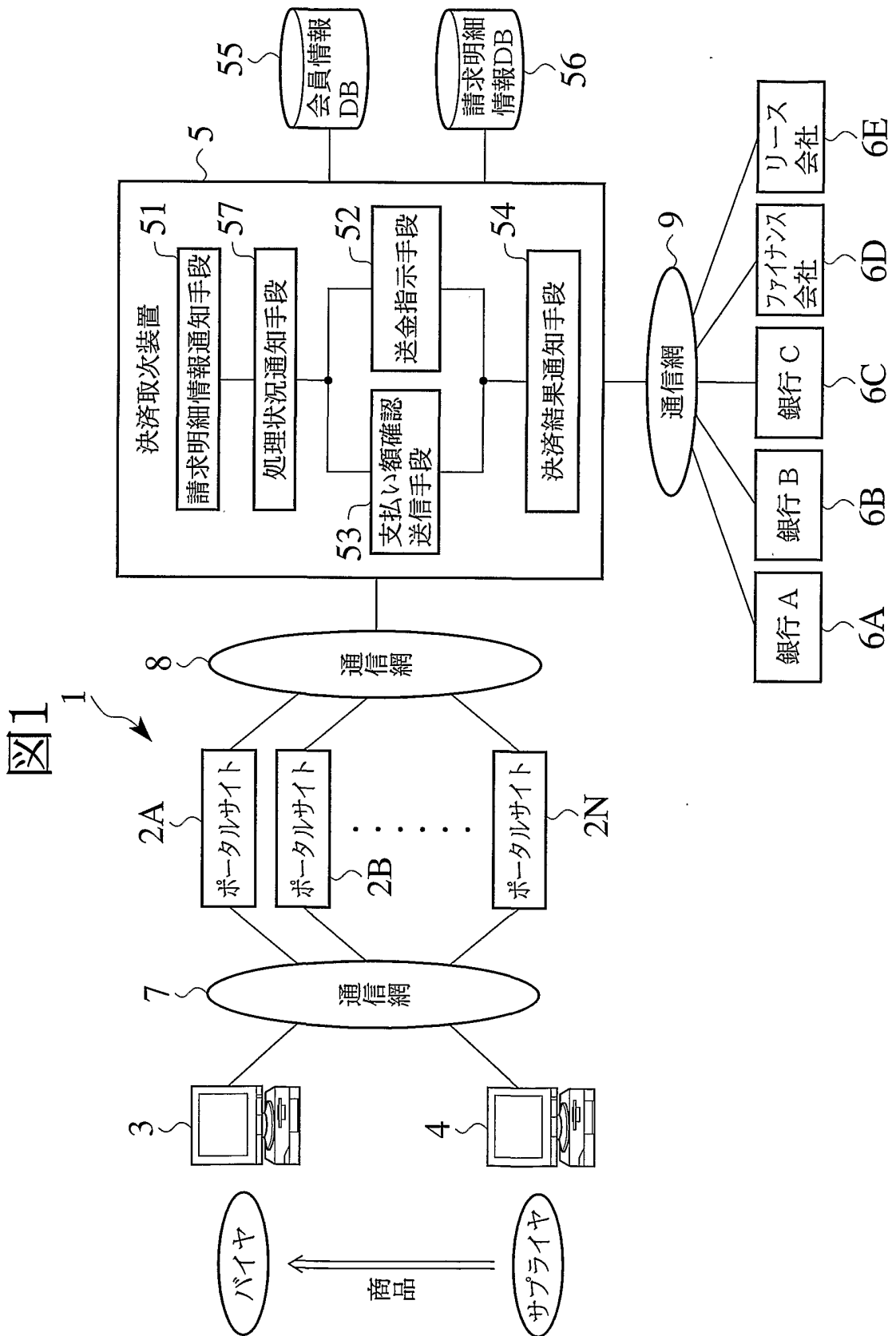


図1

図2

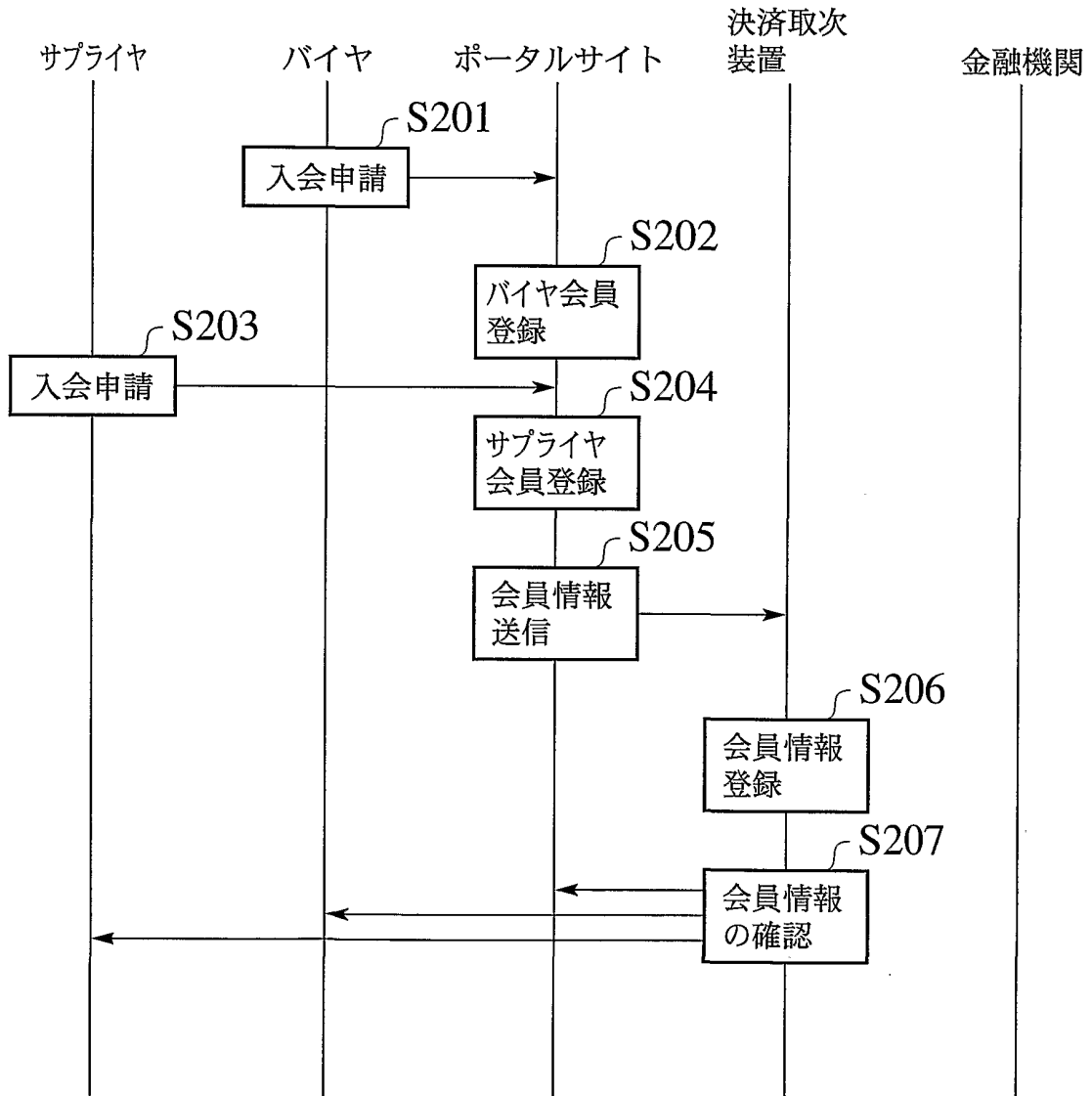


図4

byrhenko1 - Microsoft Internet Explorer
 ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
 戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 印刷 編集
 アドレス(D) 〒OKADA 辛 BS - pj 辛 基本設計辛 画面設計辛 業務系辛 henkou 辛 henkou1.htm

会員情報登録

★ 変更項目のみを記入し、更新ボタンをクリックしてください

項目	現在の登録内容	変更内容
部署名称	経理部	
郵便番号	333-3333	
郵便番号	〒105-0014	
住所(都道府県+市区群)	東京都港区	
住所(上記以下)	芝1-X-X	
住所(マンション・ビル名)	XXビル	
電話番号	03-XXXXXX-XXXXXX	
FAX番号	03-XXXXXX-XXXXXX	
担当者名称	経理プロ	
担当者E-Mailアドレス	XX@XXXXXX.co.jp	

ページが表示されました

図5

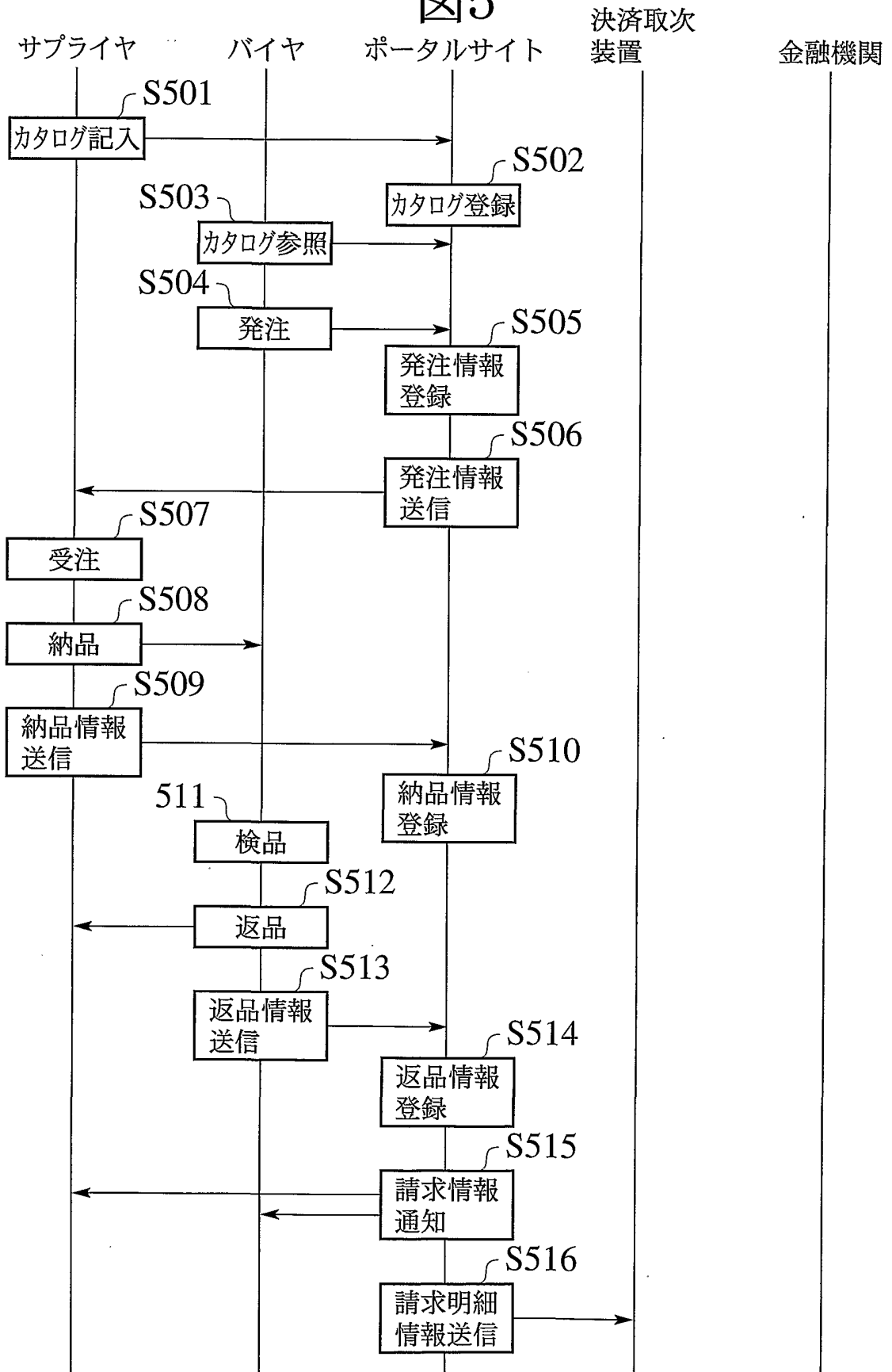


図6

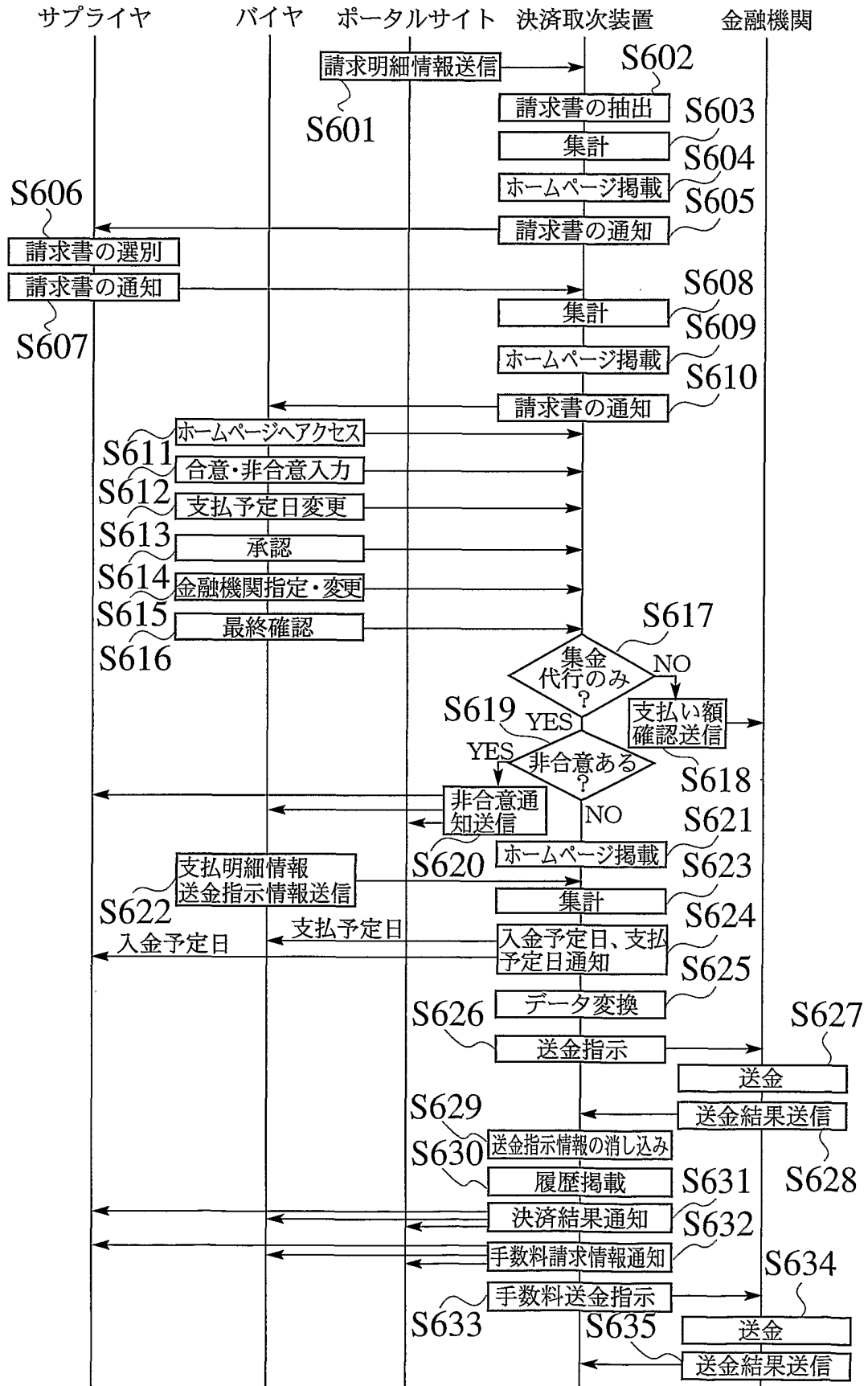


図7

123商事
齊藤

請求書内容の確認

請求書番号	お客様	発行日	件名	数量	単価	請求金額 (消費税等)	支払期限日	確認入力 確認/無効/未定	支払い種別	請求 合意	最終 確認	コメント
SK0029	aaa病院	2000/6/25	アスコパン	500	30	15,000	2000/7/15	●○○	銀行送金	○	○	
SK0027	bbb病院	2000/6/25	アスピリン	1000	35	35,000	2000/7/10	●○○	銀行送金	○	-	
SK0045	aaa病院	2000/6/18	ネッサガール	1000	10	20,000	2000/7/15	○○●	銀行送金	×	×	
SK0050	ddd保健所	2000/6/20	タイレノール	1900	44	83,600	2000/7/23	○○●	集金代行	-	-	
SK0022	eee病院	2000/6/22	セキピタット	2000	3	6,000	2000/7/23	○○●	リース	-	-	
SK0044	fff外科医院	2000/6/10	ネッサガール	230	44	10,120	2000/7/10	○○●	クレジット	○	○	

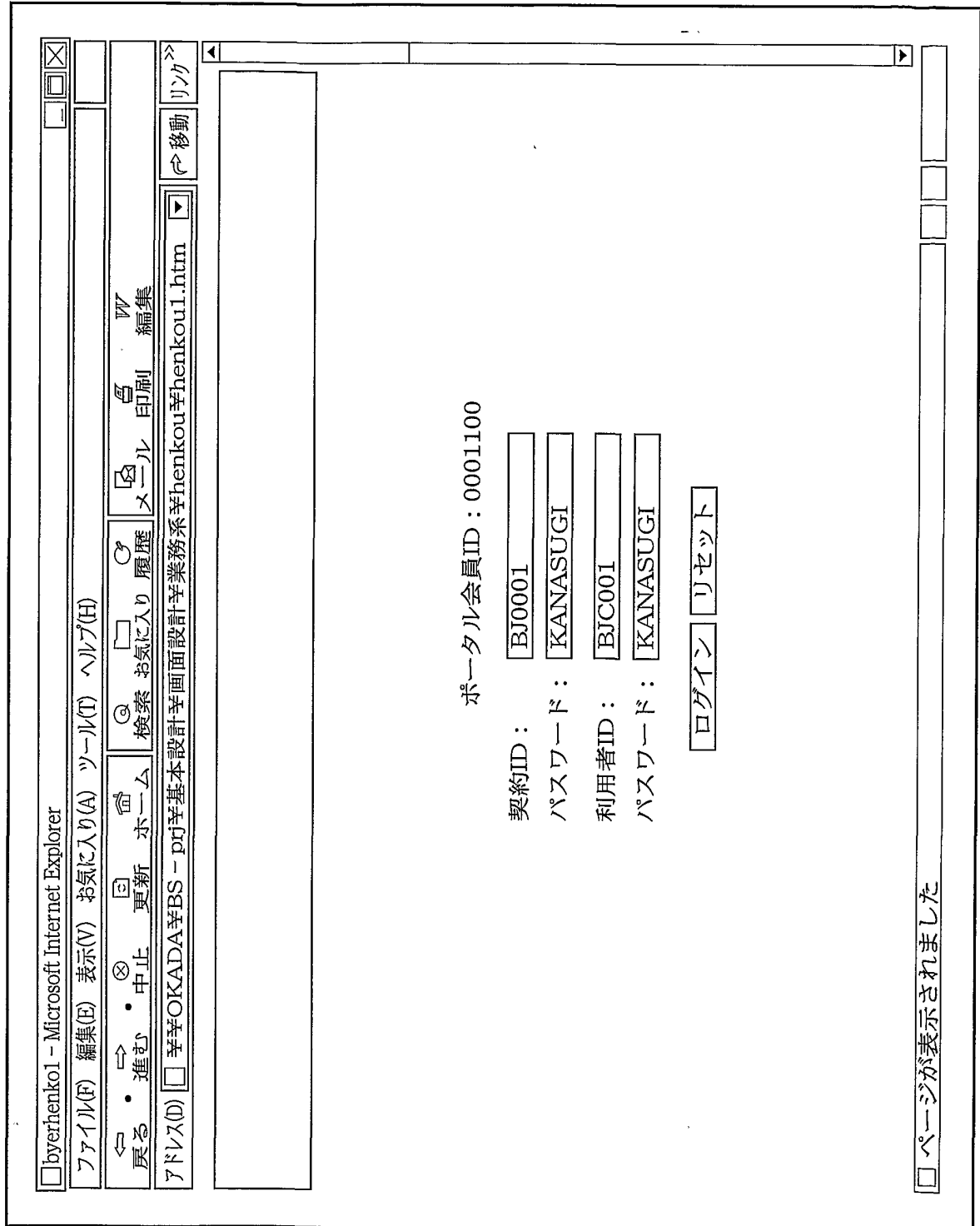


図 9

aaa病院：今月の請求（支払いの合意/否合意を入れて下さい）

請求書番号	サプライヤー名	商品名	数量	単価	請求金額	納品日	支払方法	支払予定日	合意/否合意
SK0025	ABC商事	アスピリン	1000	20	20000	2000-6-15	銀行振込 あお銀行	2000-7-10	
SK0029	123商事	ブスコパン	500	30	15000	2000-6-25	銀行振込 しろ銀行	2000-7-10	
SK0035	○×製薬	タイレノール	700	12	8400	2000-6-18	銀行振込 あか銀行	2000-7-10	
SK0045	123商事	ネツサガール	1000	10	20000	2000-6-15	銀行振込 しろ銀行	2000-7-10	
SK0051	四角製薬	セキピタット	3000	17	51000	2000-6-22	集金代行 Aファイナンス	2000-7-23	
集金代行 合計	-	-	-	-	51000	-	-	2000-7-23	
銀行振込 合計	-	-	-	-	63400	-	-	2000-7-10	

支払先への請求明細の通知と請求内容の合意確認

図10

aaa病院：今月の支払い（支払いの合意/否合意の入力後）

請求書番号	サブライヤー名	商品名	数量	単価	請求金額	納品日	支払方法	支払予定日	合意/否合意
SK0025	ABC商事	アスピリン	1000	20	20000	2000-6-15	銀行振込 あお銀行	2000-7-10	合意
SK0029	123商事	ブスコパン	500	30	15000	2000-6-25	銀行振込 しろ銀行	2000-7-10	合意
SK0035	○×製薬	タイレノール	700	12	8400	2000-6-18	銀行振込 あか銀行	2000-7-10	合意
SK0045	123商事	ネットサガール	1000	10	20000	2000-6-15	銀行振込 しろ銀行	2000-7-23	否合意
SK0051	四角製薬	セキピタット	3000	17	51000	2000-6-22	集金代行 Aファイナンス	2000-7-23	合意
集金代行 合計	-	-	-	-	51000	-	-	2000-7-23	合意
銀行振込 合計	-	-	-	-	43400	-	-	2000-7-10	合意

請求明細に対する支払人の支払意思確認

図11

123商事 顧客合意後の今月請求額への承認 (支払いの否合意入力後の請求への承認)

aaa病院

請求書番号	サブライヤー名	商品名	数量	単価	請求金額	納品日	支払方法	支払予定日	合意/否合意
SK0029	123商事	ブスコバン	500	30	15000	2000-6-25	銀行振込 しる銀行	2000-7-10	合意
SK0045	123商事	ネツサガール	1000	10	20000	2000-6-15	銀行振込 しる銀行	2000-7-23	否合意

集金代行 合計	-	-	-	-	0	-	-		
銀行振込 合計	-	-	-	-	15000	-	-	2000-7-10	承認

図12

byerhenkol - Microsoft Inter net Explorer
ヘルプ(H)

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T)
印刷 編集

戻る 進む 中止 更新 ホーム
履歴 印刷 編集

アドレス(D) 辛辛OKADA辛BS - prj辛基本設計辛画面設計辛業務系辛henkou1.htm
移動 リンク

金融機関等指定・変更

貴社名：aaa病院
 部門コード：
 部門：
 利用者名：

リストのソート形式：
 発注先 支払期限 並び替え
 全カテゴリから検索 検索

更新 元に戻す ヘルプ

サブライヤ名	詳細	手数料 負担者	引落総計 (手数料)	支払期限	支払予定日	引落先金融機関	振込先金融機関	備考
123商事	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="radio"/> 貴社 <input type="radio"/> 発注先	15,000 (300)	2000/7/15	2000/7/10	A銀行新値支店	しろ銀行	一部非合意
ABC商事	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="radio"/> 貴社 <input type="radio"/> 発注先	20,000 (300)	2000/7/15	2000/7/10	A銀行新値支店	あお銀行	合意
○×製薬	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="radio"/> 貴社 <input type="radio"/> 発注先	8,400 (300)	2000/7/15	2000/7/10	Cファイナンス	あか銀行	合意
四角製薬	<input type="button" value="詳細"/>	<input type="radio"/> 貴社 <input type="radio"/> 発注先	51,000 (300)	2000/7/30	2000/7/23	Cファイナンス	Aファイナンス	合意

更新 元に戻す ヘルプ

ページが表示されました

図13

123商事
齊藤

請求書リスト

請求書番号	お客様	発行日	件名	請求金額 (消費税等)	支払期限日	支払予定日	請求 合意	支払 承認	最終 確認
<u>SK0029</u>	aaa病院	2000/6/25	プスコパン	15,000	2000/7/15	2000/7/10	○	○	○
<u>SK0027</u>	bbb病院	2000/6/25	アスピリン	35,000	2000/7/10	2000/7/3	○	○	-
<u>SK0045</u>	aaa病院	2000/6/18	ネッサガール	20,000	2000/7/15	2000/7/10	×	×	×
<u>SK0050</u>	ddd保健所	2000/6/20	タイレノール	83,600	2000/7/23	2000/7/15	-	-	-
<u>SK0022</u>	eee病院	2000/6/22	セキピタット	6,000	2000/7/23	2000/7/15	-	-	-
<u>SK0044</u>	fff外科医院	2000/6/10	ネッサガール	10,120	2000/7/10	2000/7/3	○	○	○

図14

選択した請求書の詳細

123商事
斉藤

お客様：aaa病院

請求書番号：SK0029

請求書番号	件名	数量	単価	請求金額 (消費税等)	納品日	詳細 確認
SK0029-1	プスコパンα	200	30	6,000	2000/6/25	○
SK0029-2	プスコパンβ	100	30	3,000	2000/6/25	-
SK0029-3	プスコパンγ	200	30	6,000	2000/6/25	○

図15

123商事
齊藤

入金予定リスト

対象 入金予定日 入金金融機関 ●入金予定金額:
 確定 ▼ 2000/7/10 中央三井信託銀行 新橋支店 普通:123456 ▼ 検索 137,420

お客様	請求金額 (消費税等)	手数料	入金予定額	最終 確認	送金 確認
aaa病院	15,000	0	15,000	○	○
aaa病院	20,000	0	20,000	×	×
ccc保健センタ	3,300	300	3,000	○	-
ddd保健所	83,600	300	83,300	-	-
eee病院	6,000	0	6,000	-	-
fff外科医院	10,120	0	10,120	-	-

図16

aaa病院 顧客合意後の今月請求額への承認 (支払いの否合意入力後の請求への承認)									
123商事									
請求書番号	バイヤ名	商品名	数量	単価	請求金額	納品日	入金方法	入金予定日	合意/否合意
SK0029	aaa病院	ブスコバン	500	30	15000	2000-6-25	銀行振込 しろ銀行	2000-7-10	合意
SK0045	aaa病院	ネツサガール	1000	10	20000	2000-6-15	銀行振込 しろ銀行	2000-7-23	否合意
集金代行 合計	-	-	-	-	0	-	-	-	
銀行振込 合計	-	-	-	-	15000	-	-	2000-7-10	承認

図17

顧客コード	123456789012		
・送金先銀行を、指定して下さい。			
さくら銀行	<input type="radio"/>	日本興業銀行	<input type="radio"/>
住友銀行	<input type="radio"/>	商工中央金庫	<input type="radio"/>
ABN-AMRO	<input type="radio"/>		
DBS	<input type="radio"/>	その他の銀行	次頁へ <input type="radio"/>
中国信託商業銀行	<input type="radio"/>		
三和銀行	<input type="radio"/>		
富士銀行	<input type="radio"/>		
東京三菱銀行	<input type="radio"/>		
第一勧業銀行	<input type="radio"/>		
東海銀行	<input type="radio"/>		

広告画面

図18

aaa病院の支払履歴と支払予定

請求書番号	サプライヤー名	商品名	数量	単価	請求金額	納品日	支払方法	支払予定日	済/合意/ 否合意
SK0001	ABC商事	アスピリン	1000	19	19000	2000-3-15	銀行振込 あお銀行	2000-5-10	済
SK0025	ABC商事	アスピリン	1000	20	20000	2000-6-25	銀行振込 あお銀行	2000-7-10	合意
SK0035	ABC商事	タイレノール	1500	12	18000	2000-6-18	銀行振込 あお銀行	2000-8-10	
SK0004	123商事	ネツサガール	1000	10	20000	2000-4-15	銀行振込 しろ銀行	2000-5-10	済
SK0006	123商事	セキピタット	3000	17	51000	2000-4-22	銀行振込 しろ銀行	2000-6-10	済
SK0011	123商事	アスピリン	2000	20	40000	2000-5-2	銀行振込 しろ銀行	2000-6-10	済
SK0029	123商事	ブスコパン	500	30	15000	2000-6-25	銀行振込 しろ銀行	2000-7-10	合意
SK0045	123商事	ネツサガール	1000	10	20000	2000-6-15	銀行振込 しろ銀行	2000-7-23	否合意
SK0047	123商事	ブスコパン	1500	30	45000	2000-6-25	銀行振込 しろ銀行	2000-8-10	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/JP00/09332

<p>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl⁷ G06F17/60</p> <p>According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC</p>																	
<p>B. FIELDS SEARCHED</p> <p>Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Int.Cl⁷ G06F17/60, G06F19/00</p> <p>Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2001 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2001 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2001</p> <p>Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) JICST FILE (JOIS) INSPEC (DIALOG)</p>																	
<p>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category*</th> <th>Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages</th> <th>Relevant to claim No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y</td> <td>JP, 2000-132596, A (NTT DATA CORPORATION), 12 May, 2000 (12.05.00), Par. Nos. [0091] to [0116]; Figs. 9 to 18 (Family: none)</td> <td>1-20</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>"NTT Communications no Business Solution", Business Communication, 01 August, 1999 (01.08.99), Vol.36, no.8, pp.66-68</td> <td>1-20</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>Hisashi NOGUCHI, "EC ni Torikumu Senshin Kigyō ② EC Jidai wa Virtual Corporation ga Shuyaku ni naru", Card Wave, Kabushiki Kaisha Shii Media, 10 October, 1996 (10.10.96), Vol.9, No.11, pp.10-13</td> <td>3,8,13,18</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>JP, 9-330470, A (Kyocera Multimedia Corp. K.K.), 22 December, 1997 (22.12.97), abstract; Par. Nos. [0042] to [0046]; Fig. 8 (Family: none)</td> <td>5,10,15,20</td> </tr> </tbody> </table>			Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	Y	JP, 2000-132596, A (NTT DATA CORPORATION), 12 May, 2000 (12.05.00), Par. Nos. [0091] to [0116]; Figs. 9 to 18 (Family: none)	1-20	Y	"NTT Communications no Business Solution", Business Communication, 01 August, 1999 (01.08.99), Vol.36, no.8, pp.66-68	1-20	Y	Hisashi NOGUCHI, "EC ni Torikumu Senshin Kigyō ② EC Jidai wa Virtual Corporation ga Shuyaku ni naru", Card Wave, Kabushiki Kaisha Shii Media, 10 October, 1996 (10.10.96), Vol.9, No.11, pp.10-13	3,8,13,18	Y	JP, 9-330470, A (Kyocera Multimedia Corp. K.K.), 22 December, 1997 (22.12.97), abstract; Par. Nos. [0042] to [0046]; Fig. 8 (Family: none)	5,10,15,20
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.															
Y	JP, 2000-132596, A (NTT DATA CORPORATION), 12 May, 2000 (12.05.00), Par. Nos. [0091] to [0116]; Figs. 9 to 18 (Family: none)	1-20															
Y	"NTT Communications no Business Solution", Business Communication, 01 August, 1999 (01.08.99), Vol.36, no.8, pp.66-68	1-20															
Y	Hisashi NOGUCHI, "EC ni Torikumu Senshin Kigyō ② EC Jidai wa Virtual Corporation ga Shuyaku ni naru", Card Wave, Kabushiki Kaisha Shii Media, 10 October, 1996 (10.10.96), Vol.9, No.11, pp.10-13	3,8,13,18															
Y	JP, 9-330470, A (Kyocera Multimedia Corp. K.K.), 22 December, 1997 (22.12.97), abstract; Par. Nos. [0042] to [0046]; Fig. 8 (Family: none)	5,10,15,20															
<p><input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.</p>																	
<p>* Special categories of cited documents:</p> <table border="0"> <tr> <td>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</td> <td>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</td> </tr> <tr> <td>"E" earlier document but published on or after the international filing date</td> <td>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</td> </tr> <tr> <td>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</td> <td>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</td> </tr> <tr> <td>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</td> <td>"&" document member of the same patent family</td> </tr> <tr> <td>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</td> <td></td> </tr> </table>			"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention	"E" earlier document but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone	"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art	"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	"&" document member of the same patent family	"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed						
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention																
"E" earlier document but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone																
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art																
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	"&" document member of the same patent family																
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed																	
<p>Date of the actual completion of the international search 29 March, 2001 (29.03.01)</p>		<p>Date of mailing of the international search report 10 April, 2001 (10.04.01)</p>															
<p>Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office</p> <p>Facsimile No.</p>		<p>Authorized officer</p> <p>Telephone No.</p>															

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP00/09332

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US, 5832460, A (International Business Machines Corporation), 03 November, 1998 (03.11.98), Full text; Figs. 1 to 7 & CA, 2173713, A & EP, 745947, A & CN, 1141454, A & KR, 196881, B	1-20
A	US, 5884288, A (Sun Microsystems, Inc.), 16 March, 1999 (16.03.99), Full text; Fig. 1, A-8B & WO, 98/26364, A1 & EP, 1021778, A	1-20

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	JP, 9-330470, A(株式会社京セラマルチメディアコーポレーション), 22.12月.1997(22.12.97), 【要約】, 【0042】-【0046】, 図8 (ファミリーなし)	5, 10, 15, 20
A	US, 5832460, A(International Business Machines Corporation), 3.11月.1998(03.11.98), 全文, 図1-7 & CA, 2173713, A & EP, 745947, A & CN, 1141454, A & KR, 196881, B	1-20
A	US, 5884288, A(Sun Microsystems, Inc.), 16.3月.1999(16.03.99), 全文, 図1A-8B & WO, 98/26364, A1 & EP, 1021778, A	1-20